最終更新日:2016年8月31日
株式会社タムロン
代表取締役社長　鯵坂　司郎
問合せ先:経営企画室 TEL: 048-684-9114
証券コード:7740
http://www.tamron.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は創業以来の経営理念のもと、公正で透明性の高い経営に取り組み、株主の権利及び平等性を尊重し、あらゆるステークホルダーとの良好な関係を維持することを基本的な考え方としております。

【経営理念】
わが社は世界光学工業界のトップをめざして、堅実に前進し、顧客の要望に適う個性豊かな高品質の製品を創造し、これを顧客の満足する価格で販売し、顧客の喜びから生ずる利潤に基づいて、企業を発展、充実させることにより、株主及び社員の幸福を実現することを基本理念とする。

【CSR方針】
産業の眼を創造していくことで、経済・社会・環境に貢献する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4. 株主総会における権利行使】
議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳につきましては、外国人比率の推移動向等を考慮し、継続して実施の検討をしてまいります。

【補充原則2－5－1. 内部通報】
当社は、内部通報制度規定を定め、内部監査室を窓口とするホットラインを設置するとともに、情報提供者の秘匿や不利益取り扱い等についても規定しており、内部通報に係る適切な体制が整備されておりますが、経営陣から独立した内部通報窓口の設置については、検討をしてまいります。

【補充原則4－8－2. 独立社外取締役の有効な活用】
当社の2名の独立社外取締役は、取締役会、経営会議、業績検討会等の社内の主要会議に出席しているほか、監査役との定期的な会合も設けており、経営陣や監査役及び監査役会との連絡・調整及び連携が十分に図られているため、筆頭独立社外取締役等の選任はしておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】
当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証の上、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、より安定した企業運営を目的として株式を保有することとしております。
政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえて中長期的な観点から保有目的、合理性について、取締役会において定期的に検証し、議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使についての判断を行っております。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】
当社は、当社と取締役その他関連当事者との間で競業取引及び利益相反取引を行う場合には、あらかじめ取締役会での承認を要する等、必要な確認を実施しております。

【原則3－1. 情報開示の充実】
(1)会社のめざすところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の経営理念、経営戦略及び経営計画は、有価証券報告書や決算短信、決算説明会資料等に記載しており、当社ホームページにも掲載しております。
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
(3)取締役の報酬決定の方針と手続
(報酬の方針)
・職位に応じた基本報酬と業績等による変動要素を勘案した報酬で構成することとしております。
・長期業績連動報酬の性格を持たせるため、常勤取締役は月額報酬の一定割合を自社株取得目的報酬として、役員持株会を通じた自社株購入に充当するものとしております。
・株主総会にて決議された報酬限度額の範囲において、各人の職位や貢献度、業界あるいは同規模の他企業の水準、業績等を勘案して決定することとしております。
(報酬の決定手続き)
・取締役の報酬は、社外取締役を委員長とする報酬委員会において審議を経た上で、取締役会で決定することとしております。
(4)取締役・監査役候補の指名の方針と手続
(指名の方針)
・取締役会は、十分な議論・検討と的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監督を行えるよう、会社の各機能と各事業部門をカバーできる多様性・バランスを考慮し、15名以内の適切な人数で構成し、全体の実効性を確保することとしております。
・取締役は、性別・国籍等に関わらず、豊富な能力、知識、経験、実績及び品格、倫理観を有する者を候補者とすることとしております。

・企業経営等の豊富な経験、高い専門知識や見識を当社の経営に適切に反映させるため、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、独立した立場から経営の監督、助言機能の役割を担える者を、社外取締役として複数名候補者とすることとしております。
・監査役は、企業経営、法務、財務及び会計等等に高い専門知識や見識を有する者を候補者とし、社外監査役については東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、経営の監視、監査機能の役割を担える者を複数名候補者とすることとしております。
（指名の決定手続き）
・取締役候補者は、社外取締役を委員長とする指名委員会において審議を経た上で、取締役会で決定することとしております。
・監査役候補者については、監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定することとしております。
(5)取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明
当社の取締役候補者及び監査役候補者の選任及び指名の説明については、株主総会招集通知に個々の略歴を記載しており、また、社外取締役候補者及び社外監査役候補者については、個々の選任理由も記載しております。

【補充原則4－1－1．経営陣に対する委任の範囲】
当社は、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会が意思決定を行うべき事項や委任の範囲について、社内規定において定めております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、社内取締役に対する監督・経営助言機能の役割を担える候補者を選任しております。

【補充原則4－11－1．取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模】
取締役会は、十分な議論・検討と的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監督を行えるよう、会社の各機能と各事業部門をカバーできる多様性・バランスを考慮し、15名以内の適切な人数で構成し、全体の実効性を確保することとしております。
また、取締役は性別・国籍等に関わらず、豊富な能力、知識、経験、実績及び品格、倫理観を有する者を候補者とし、社外取締役については、企業経営等の豊富な経験、高い専門知識や見識を当社の経営に適切に反映させるため、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、独立した立場から経営の監督、助言を行うことができる者を、複数名候補者とすることとしております。

【補充原則4－11－2．取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任】
当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及び本報告書等を通じ、毎年開示しております。また、当社取締役会・監査役会への出席状況についても開示しており、その役割及び責務を適切に果たすために必要となる時間及び労力を確保できる、合理的な範囲での兼任となっております。

【補充原則4－11－3．取締役会全体の実効性についての分析・評価】
取締役会の実効性に関しては、取締役会の構成・仕組み、取締役会の運用等に関する意見の収集・議論等により、分析・評価を実施しております。
現状において、企業の持続的成長および企業価値の向上に資する議論がなされており、統治機能についても監督と執行の分離、監査の独立性・監督の実効性等が有効に機能していることから、取締役会全体の実効性は確保されているものと認識しておりますが、取締役会全体の実行性を更に向上させるべく、継続的に議論・検証を進め、改善を実施してまいります。
なお、指名・報酬等に関しては、一層の独立性・客観性を高める必要性を認識し、社外取締役を委員長とする任意の委員会を設置することにより、コーポレートガバナンス体制の強化を図りました。

【補充原則4－14－2．取締役・監査役に対する研修の方針】
取締役、監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、その他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、理解を深めることとしております。
新任としての就任時には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、株主から負託された取締役・監査役に求められる役割（受託者責任）と法的責任を含む責務を果たすため、会社法関連法令並びにコーポレートガバナンス等に関して、上場企業の役員として必要な知識を習得するための研修を実施することとしております。
就任後については、定期的に、経営やコンプライアンス等に関する研修を継続して実施することとしております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
(1)基本的な考え方
持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲および方法で株主との間で建設的な対話を行っております。
(2)IR体制
IR担当取締役を選任し、経営企画室がIR担当部門として、各部門と連携を図り株主との建設的な対話を実現するための体制整備・取り組みを行っております。
(3)対話の方法
代表取締役社長が説明を行う決算説明会を年2回実施する他に、定期的に個別面談やスモールミーティングを実施し、必要に応じて投資家向けの事業説明会、工場見学会及び個人投資家向け説明会等を実施しております。
(4)社内へのフィードバック
IR担当部門である経営企画室が、定期的に株主・投資家との対話を通じて把握した関心事項・懸念事項を、業績説明内容等のIR方針と合わせて経営会議等においてフィードバックしております。
(5)インサイダー情報および沈黙期間
当社は、四半期ごとの決算発表前の約1ヶ月間を決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」とし、業績およびそれらに付随する内容に関する問い合わせへの対応を控えております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ニューウェル	4,898,000	18.87
ソニー株式会社	3,129,850	12.06

BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS（常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	1,517,600	5.84
株式会社埼玉りそな銀行	1,122,850	4.32
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NVI01（常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	1,074,900	4.14
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION-CLIENT ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	986,800	3.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	653,200	2.51
日本生命保険相互会社	580,000	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	424,900	1.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	415,700	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記「大株主の状況」は、2016年6月30日現在のものであります。
2. 2016年3月23日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、アバディーン投信投資顧問株式会社及びその共同保有者であるアバディーン アセット マネージメント アジア リミテッドが、2016年3月15日現在で各社共同で1,671,600株(6.44%)の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
3. 2016年6月16日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、日本バリュー・インベスターズ株式会社が、2016年6月15日現在で2,053,900株(7.91%)の当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水秀雄	公認会計士											
横瀬三亀夫	他の会社の出身者					△			△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水秀雄	○	―――	清水秀雄氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
			横瀬三亀夫氏は、過去(12年前)に当社の主要取引先及び株主である株式会社埼玉りそな銀行のグループ会社である株式会社りそな銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、当社の金融機関からの借入金は、現金、預金及び現金同等物の合計保有残高以内であり、実質上、無借金経営の状態にあること、また、同行は当社の主要株主ではないことから、同

横瀬三亀夫	○	横瀬三亀夫氏は、過去（12年前）に株式会社りそな銀行の業務執行者として勤務しておりました。また、同氏は過去（3年前）に当社の取引先である東北リズム株式会社の業務執行者として勤務しておりました。	行が当社の意思決定に影響を及ぼすことはないものと判断しております。また、同氏は過去（3年前）に当社の取引先である東北リズム株式会社の業務執行者として勤務しておりました。同社は当社と営業上の取引関係がありますが、その額は僅少であり、その他同社と当社との間に記載すべき関係はありません。同氏が有する企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づくグローバルな視点を当社の経営に活かして頂くため、社外取締役として選任しております。また、上記の理由により、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	6	0	2	2	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	2	2	0	2	社外取締役

補足説明

その他の委員は、監査役2名（うち社外監査役1名）であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、社長直轄の内部監査室（4名）を設け、法令や社内規定の遵守状況、業務の適正性・有効性に重点を置いたグループ全体の内部監査を行っております。内部監査室は監査役会と連携し、月に1回開催する定期連絡会で、監査結果の報告等を行っております。また、会計監査人との連携は、監査報告会への出席や、適時会計監査人と情報交換を行っております。

監査役は、監査の方針や監査の方法等、監査役会の決議に従い、代表取締役との定期的な会合や取締役会への出席、決裁書類の閲覧等を通して、取締役の職務の執行の監査を行っております。また、会計監査人に対しては年間監査計画の実施において、適正な監査が行われているかを監視・検証するとともに、適時連携をとりながら職務執行状況の報告や、監査上必要な意見交換を行っております。また、監査役は社外取締役とも定期的に情報交換の場を持ち連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m

並木孝行	他の会社の出身者							△						
利根忠博	他の会社の出身者							△						
西本恭彦	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
並木孝行	○	並木孝行氏は、過去（7年前）に株式会社埼玉りそな銀行の業務執行者として勤務しておりました。	並木孝行氏は、過去（7年前）に当社の主要取引先及び株主である株式会社埼玉りそな銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、当社の金融機関からの借入金は、現金、預金及び現金同等物の合計保有残高以内であり、実質上、無借金経営の状態にあること、また、同行は当社の主要株主ではないことから、同行が当社の意思決定に影響を及ぼすことはないものと判断しております。同氏が有する金融機関における豊富な業務経験と企業経営の経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の監査に活かして頂くため、社外監査役として選任しております。また、上記の理由により同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
利根忠博		利根忠博氏は、過去（6年前）に株式会社埼玉りそな銀行の業務執行者として勤務しておりました。	利根忠博氏は、過去（6年前）に当社の主要取引先及び株主である株式会社埼玉りそな銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、当社の金融機関からの借入金は、現金、預金及び現金同等物の合計保有残高以内であり、実質上、無借金経営の状態にあること、また、同行は当社の主要株主ではないことから、同行が当社の意思決定に影響を及ぼすことはないものと判断しております。同氏が有する金融機関における豊富な業務経験と企業経営の経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の監査に活かして頂くため、社外監査役として選任しております。
西本恭彦		―――	西本恭彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しており、これらを当社の監査に活かして頂くため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

長期業績連動報酬の性格を持たせるため、常勤取締役は月額報酬の一定割合を自社株取得目的報酬として、これを役員持株会を通じた自社株購入に充当するものとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしておりません。
なお、2015年12月期に取締役（社外取締役除く）に支払った報酬等の総額は、566百万円（基本報酬380百万円、賞与186百万円）であり、社外取締役に支払った報酬等の総額は21百万円（基本報酬21百万円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（報酬の方針）
・職位に応じた基本報酬と業績等による変動要素を勘案した報酬で構成することとしております。
・長期業績連動報酬の性格を持たせるため、常勤取締役は月額報酬の一定割合を自社株取得目的報酬として、役員持株会を通じた自社株購入に充当するものとしております。
・株主総会にて決議された報酬限度額の範囲において、各人の職位や貢献度、業界あるいは同規模の他企業の水準、業績等を勘案して決定することとしております。

（報酬の決定手続き）
取締役の報酬は、社外取締役を委員長とする報酬委員会において審議を経た上で、取締役会で決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役は、取締役会、経営会議、業績検討会等の社内の主要会議に出席し、情報の提供及び共有ができる体制をとっております。
社外監査役には常勤監査役が適時情報提供を行うほか、監査役会は内部監査室と定期的に連絡会を開催し、社外取締役とも定期的に情報交換の場を持ち連携を図る等、情報の提供ならびに共有ができる体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役設置会社であり、提出日現在において取締役15名（内、社外取締役2名）、監査役4名（内、社外監査役3名）を選任しております。
(1)取締役会
取締役会は、経営の基本方針や会社法で定められた重要事項を審議・決定し取締役の職務の執行の状況を監督するため、取締役及び監査役が出席し原則月2回開催しております。
(2)監査役会
監査役は、取締役会への出席や決裁書類の閲覧などを通じて取締役会の意思決定過程及び取締役の職務の執行の状況を監査しており、監査役会を原則月1回開催しております。
(3)執行役員
当社は経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会が決定した基本方針に従い業務の任にあたっております。
(4)経営会議
取締役及び常勤監査役、執行役員等により構成する経営会議（通称MAC会議）を設け業務執行に係る課題の検討を行い、激動する経営環境に迅速に対応しております。
(5)CSR委員会及びコンプライアンス委員会
当社では、取締役、監査役、執行役員及び本部長等が出席するCSR委員会を月に1回開催して、リスクマネジメントをはじめとする様々な課題の検討や決定を行うほか、CSR推進室が全社的CSRの推進にあたっております。また、コンプライアンス推進のための基本事項を審議する「コンプライアンス委員会」、及び全社的コンプライアンスの教育や推進を行う「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図

っております。
(6)会計監査人
会計監査人として、監査法人和宏事務所と監査契約を結び、会計監査を受けております。2015年12月期においては、高木快雄氏と大塚尚吾氏の2名（継続年数はいずれも7年未満）が業務を執行し、公認会計士5名が補助者として会計監査業務を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度の導入により意思決定の迅速化及び効率化を図り、的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。専門性を有する社外取締役が独立・公正な立場から当社の業務執行を監督・助言し、また財務・会計・法律の分野において専門的知見を有する社外監査役及び社内業務に精通した当社出身の監査役が会計監査人及び内部監査部門である内部監査室と連携して厳格な監査を実施しております。
上記体制は、当社のコーポレート・ガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の議決権行使の円滑化に資するため、直近の定時株主総会においては、株主総会招集通知の発送時期を法廷期日より約1週間早くしております。今後も引き続き、発送時期の短縮化を図り早期発想に努めてまいります。
その他	直近の定時株主総会においては、株主総会招集通知の発送日前に東京証券取引所及び当社ホームページ上に株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算開示後、数日以内に機関投資家向け決算説明会を開催しております。決算説明会では代表取締役社長によるIR資料の説明及び質疑応答が行われます。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料及びその他開示資料につきましては、日本語だけでなく可能な限り英語でも同時に当社ホームページに掲載しており、個人投資家や外国人投資家の皆様にほぼ同時に提供できるよう環境を整えております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当取締役を選任し、経営企画室がIR担当部門として、各部門と連携を図り株主との建設的な対話を実現するための体制整備・取り組みを行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は執行役員に女性を3名選任する等、女性管理職の登用を推進し、女性管理職比率は10%以上と、女性管理職比率の向上が図られております。 当社では、従業員の仕事と子育ての両立、また女性社員の活躍を支援するため、働きやすい職場環境の整備を積極的に推進しております。その一環として、本社に隣接した企業内保育園「タムロンキッズ保育園」を建築し、2015年11月から運営を開始いたしました。なお、同保育園は、病児保育にも対応する等、安全面・機能面の充実を図るとともに、地域の方々にもご利用いただける定員枠を設け、休日には園庭を開放する等、地域社会への貢献も図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関し、取締役会において以下のとおり決議を行い、体制の強化を図っております。

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役会及び取締役は、職務の執行にあたり、「経営理念」及び「行動宣言」並びに「行動指針」を遵守し、当社及び当社子会社（以下「タムロングループ各社」といい、当社と総称して「タムロングループ」という。）における企業活動の前提とすることを徹底する。

2）取締役会は、コンプライアンス推進のための基本事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、代表取締役を委員長に任命する。

3）取締役会は、コンプライアンス担当取締役を任命し、タムロングループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、解決を行う。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）、その他の重要な情報を、「文書管理規定」に従い保存、管理する。

2）取締役会は、その職務の執行に係る文書及びその他重要な情報の保存及び管理につき、人事総務本部管掌取締役を全社的な統括を行う責任者に任命する。

3）「文書管理規定」の改廃は、「職務権限規定」にて取締役会決議事項と定め、「規定類管理規定」及び「職務権限規定」に基づき、監査役会の合議を経る。

4）取締役の職務の執行に係る情報のうち、当社における「主要会議」の資料及び議事録は、「文書管理規定」に基づき、「主要会議」の事務局を担当する部門がその保存及び管理を行い、閲覧可能な状態を維持する。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）取締役は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクにつき、自己の担当する領域において、規則・ガイドラインの制定と研修の実施等によるリスク管理の体制を構築する。コンプライアンス担当取締役は、これらを横断的に推進し、管理する。

2）取締役は、「緊急事態対応規定」並びに「地震対応手順書」「事業継続基本計画書」などの実施細則を定め、本社及び工場における事業の継続・早期復旧のためのリスクマネジメント体制を確保する。リスクマネジメント担当取締役は、これらを横断的に推進し、管理する。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役は、「経営理念」及び「行動宣言」並びに「行動指針」の下に、取締役及び使用人が共有する全社的な目標である「年度経営計画」及び「中期経営方針」を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限配分を含めた効率的な達成の方法を定める。

2）「職務分掌規定」及び「職務権限規定」により、適切な職務の分掌と権限を定め、迅速な業務決定及び対応を実践する。

3）ITシステムを強化し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

4）執行役員制度を導入し、経営と執行との分離を図り、執行について迅速な意思決定及び事業対応を実現する。

（5）当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）使用人に対し、「経営理念」及び「行動宣言」並びに「行動指針」をタムロングループにおける企業活動の前提とすることを徹底させる。

2）コンプライアンスの強化を目的として、「コンプライアンス委員会」の下位に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、月に一度の開催を通じて社内の法令遵守意識向上を目的とする教育等を行う。

3）内部監査室は、必要によりコンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス委員会と連携の上、各種規定類及びコンプライアンスに関する監査を行い、監査結果を代表取締役へ報告する。

4）｛内部通報制度規定」に基づいて設置した、内部監査室を窓口とするホットラインにより、法令上疑義のある行為等につき使用人が直接情報提供を行う手段を確保する。

（6）当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役及びタムロングループ各社の社長は、当社の「経営理念」及び「行動宣言」並びに「行動指針」を業務執行の前提とすることを徹底し、次に掲げる体制を整備する。

1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

タムロングループ各社に対し、「関係会社管理規定」及び「関係会社職務権限明細表」に則り、事項に応じて当社へ報告すること、又は当社の取締役会へ付議することなどを義務付け、当社がタムロングループ各社の業務の執行が適正に行われるよう統括する。

2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営企画室は、タムロングループの経営及びコンプライアンスに関する問題の提示から解決を通じ、タムロングループ各社の管理及び監督を行う。

3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及びタムロングループ各社の社長は、四半期毎に予算実績報告会（「業績検討会」）を開催し、業務の執行における情報の共有化を図る。また、取締役は、「業績検討会」において、直接にタムロングループ各社への指示及び要請を行う。

4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の「コンプライアンス規定」を準用し、タムロングループ各社にコンプライアンス推進担当者を配置して、使用人を対象にした教育等のコンプライアンス活動を実施する。

ロ．当社の監査役及び内部監査室は、「業績検討会」に出席し、業務の執行の適正を監視する。また、内部監査室は、タムロングループ各社に対する内部監査を実施する。

ハ．当社の内部監査室による内部通報窓口は、タムロングループ各社からの通報にも対応する体制とする。

（7）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、要請に応じ、監査職務を円滑に遂行するために必要な使用人を配置する。

（8）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1）監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役の指揮命令に従って行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されない体制を確保する。

2）監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等は、監査役の同意を得る。

（9）当社の監査役への報告に関する体制

1）当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、タムロングループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、速やかに監査役会へ報告する。

2）子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役は、内部監査室に対し、原則として月に一度又は必要に応じ適宜、タムロングループに対する内部監査の実施状況及び「内部通報制度規定」に基づいた通報内容について、報告を求めることができる。

（10）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報制度規定」に基づき通報した者が、不利益な取扱いを受けないよう同規定に明記し、徹底する。

(11)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
(12)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役が、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ連携し、実効的な監査ができる体制を確保する。
(13)財務報告の適正性を確保するための体制の整備
金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告に係わる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
(14)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決する旨「行動宣言」に掲げ、タムロングループ内での周知、徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力からの暴力を未然に防止し、組織的な対応を明確にし、反社会的勢力との関係・取引・利用を一切しないことを徹底する目的で、「反社会的勢力排除管理規定」を2005年7月に制定し、「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」にて記載のとおり、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決する旨「行動宣言」に掲げ、タムロングループ内での周知、徹底を図る」ことを決議しており、反社会的勢力に対する全社的体制を整備しております。また、有事においては、顧問弁護士や、管轄警察署の担当窓口と連携する体制を整えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社は、株主及び投資家の皆様に適時・適切な会社情報を提供するため、金融商品取引法及び関連法令並びに東京証券取引所の定める適時開示規則に基づいて開示を行ってまいります。さらに、株主及び投資家の皆様の投資判断に影響を与えると判断されるその他の情報についても積極的に開示してまいります。

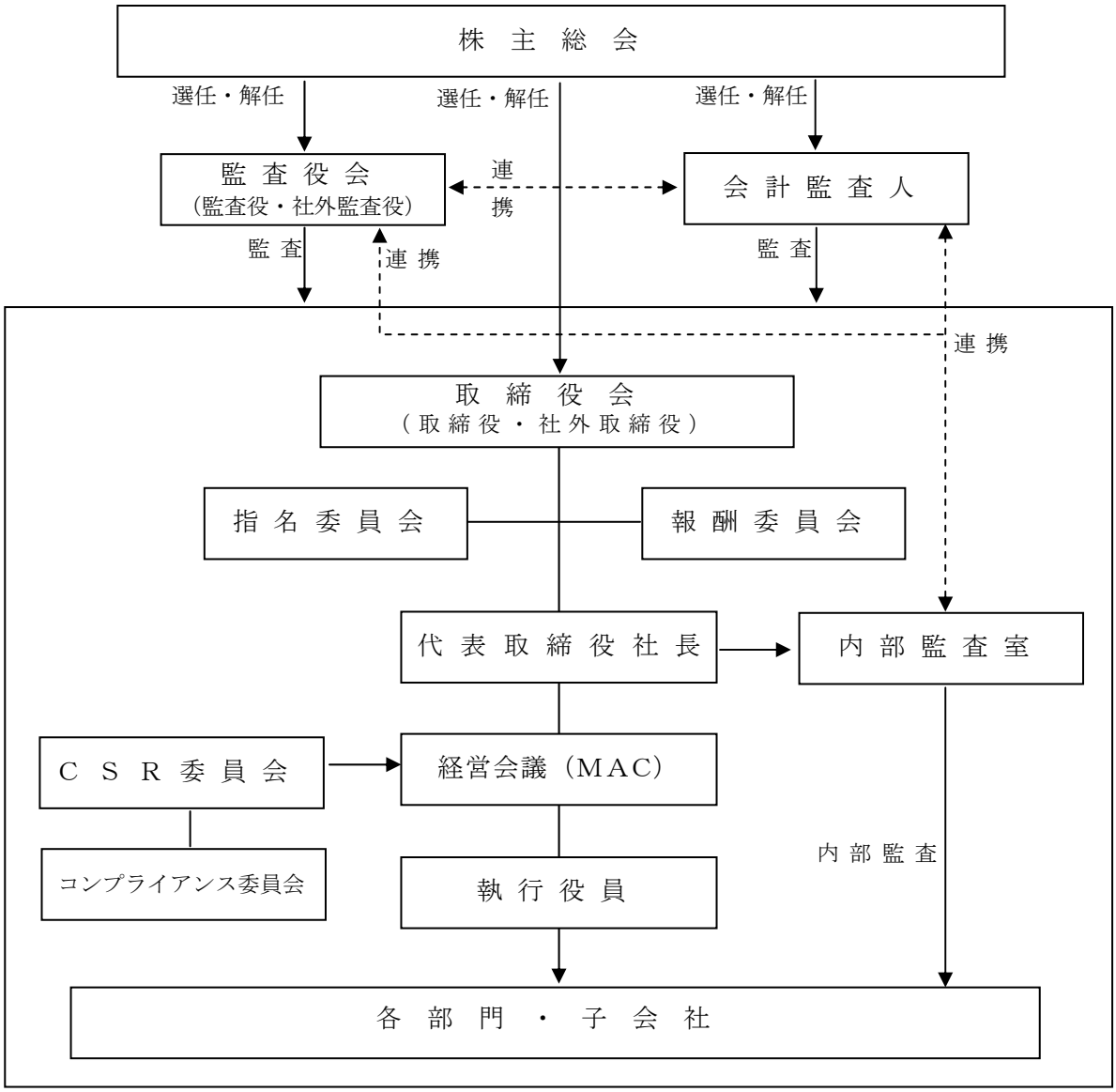
2. 適時開示の社内体制

適時開示につきましては、情報取扱責任者である取締役及び開示担当部署である経営企画室において情報の把握・管理を行い、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)による公表を行うとともに、その後速やかに当社ホームページに掲載しております。

(1)決定事実につきましては、適時取締役会を開催し決定しております。また、決定された重要事実については、東京証券取引所の適時開示規則に従い、情報取扱責任者が検討し、開示が必要な場合は速やかに開示を行う体制をとっております。

(2)発生事実につきましては、グループ内で発生した事実について速やかに経営企画室に情報が伝達され、情報取扱責任者が重要事実を検討し、経営陣への報告、または必要に応じて取締役会の決議を経て、東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要な場合は速やかに開示を行う体制をとっております。

(3)決算情報につきましては、会計監査人による監査及び監査役会の監査、取締役会の決議を経て、速やかに開示を行う体制をとっております。


株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監 査 役 会
（監査役・社外監査役）
連
携
会 計 監 査 人
監 査
連 携
監 査
連 携
取 締 役 会
（取締役・社外取締役）
指 名 委 員 会
報 酬 委 員 会
代 表 取 締 役 社 長
内 部 監 査 室
Ｃ Ｓ Ｒ 委 員 会
経営会議（ＭＡＣ）
コンプライアンス委員会
執 行 役 員
内 部 監 査
各 部 門 ・ 子 会 社